

平成 4 年 2 月 1 4 日
長崎県公安委員会規則第 1 号
最終改正 平成25年 5 月 8 日

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する長崎県公安委員会の事務の長崎県警察本部長への委任等に関する規則

(警察本部長への事務の委任)

第 1 条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 35 条第 1 項の規定による命令（以下この条において「仮の命令」という。）に関する事務、法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）に関する事務、法第 15 条第 1 項の規定に係る仮の命令に係る同条第 4 項及び第 5 項に規定する事務並びに法第 30 条の 11 第 1 項の規定に係る仮の命令に係る同条第 3 項及び第 4 項に規定する事務は、長崎県警察本部長が行う。

(警察署長への事務の委任)

第 2 条 法第 11 条第 1 項、第 12 条第 2 項、第 12 条の 6 第 1 項、第 18 条第 1 項、第 22 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 30 条、第 30 条の 3、第 30 条の 7 第 1 項及び第 30 条の 10 第 1 項の規定による命令は、警察署長が行う。

附 則

この規則は、平成 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年公委規則第 5 号）

この規則は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年公委規則第 4 号）

この規則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年公委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。